　0901-06-02



一般社団法人日本原子力学会

関西支部功績賞表彰細則

平成29年10月2日 第3回理事会承認

（目的）

第１条　本細則は一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）「関西支部規約」（0901-06）第５条第１項ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第１条に基づき，関西支部功績賞（以下，「功績賞」という）について定めるものである。

（趣旨）

第２条　関西支部（以下，「支部」という）管内において原子力，放射線等の広報活動または学術・技術支援活動を展開し，顕著な貢献のあった個人または団体に対し，功績賞を贈呈する。

（受賞資格）

第３条　功績賞の受賞資格は以下のとおりとする。

（１）支部会員または支部管内で活動をおこなった個人または団体。

（２）本会の会員，非会員は問わない。

（受賞の判定基準）

第４条　受賞の判定基準は以下のとおりとする。

（１）募集期限を起点とする過去数年間に支部管内でおこなわれた原子力，放射線等の広報活動または学術・技術支援活動において顕著な貢献のあること。

（２）受賞者は，毎年１件程度とする。

（３）複数の会員が共同してなした成果であっても，受賞者は原則として１名（団体の場合，１グループ）とする。

（応募）

第５条　功績賞の公募は，本会から配信される電子メールおよび支部ホームページ上でおこなう。

２　支部会員が所定の推薦書を担当幹事宛提出する。

３　自薦，他薦を問わないが，自薦の場合は他に推薦者1名を要する。

（選考・表彰手順・表彰時期）

第６条　支部長および副支部長により受賞者の選考をおこなう。

２　受賞者の表彰は，支部大会においておこない，表彰状および副賞を贈呈する。

３　功績賞の公募時期，表彰状および副賞等の詳細については支部幹事会において定める。

（選考結果報告）

第７条　表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第８条　本細則の改定は，支部大会で審議し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成29年6月23日　第7回関西支部大会承認，平成29年10月2日　第3回理事会承認，同日施行